

日本労働衛生工学会 規約

(昭和 39 年 10 月 31 日改正)

(平成 5 年 11 月 10 日改正)

(平成 17 年 11 月 10 日改正)

(平成 25 年 11 月 14 日改正)

(平成 26 年 11 月 13 日改正)

(平成 27 年 10 月 22 日改正)

(平成 30 年 11 月 15 日改正)

第1章 総 則

第1条 本会は、日本労働衛生工学会（Japan Occupational Hygiene Association）と称する。

第2条 本会は、労働衛生工学およびこれに関連ある研究者・技術者・研究組織の学術研究と技術の進歩、並びに研究交流と情報交換の促進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学会、講演会等集会の開催
2. 会誌その他の印刷物の発行
3. 国内外の関連協会との連携と提携
4. 調査、研究その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条 事業を行うにあたって必要な細則は別に定める。

第5条 本会に事務所を置く。事務所の場所は、福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1 産業医科大学産業保健学部内に置く。

第2章 会 員

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した正会員、維持会員、学生会員及び名誉会員とする。

1. 正会員 個人で入会した会員
2. 維持会員 団体に入会した会員
3. 学生会員 高等専門学校、大学学部または大学院に在学中の学生
4. 名誉会員 本会に功績があり、理事会で推薦され総会で承認された個人

第7条 会員は本会の全活動に関して便宜が与えられる。

第8条 本会に入会するには所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第9条 会員は、会費を毎年9月 30 日までに前納しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入を必要としない。

第10条 1年以上会費を滞納した会員は、理事会の議決を経て退会させることができる。

第3章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 会長、副会長および各委員会正副委員長を含め、12名以下とする。
2. 監事 2名
3. 顧問 若干名

第12条 理事及び監事は、正会員より選出する。選出は別に定める手続きを経て、総会において承認する。

第13条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

第14条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第15条 副会長は会長を補佐し会務の処理にあたる。

第16条 理事は、本会の運営・執行および会務の処理にあたる。

第17条 監事は、本会の運営と会計の監査にあたる。

第18条 顧問は、理事会で承認された正会員で、本会運営について理事会の諮問に答え、また意見を述べるができる。

第4章 総会、理事会および委員会

第19条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 委員会

第20条 総会は、年1回以上開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、その他の必要事項を承認する。

- 2 総会は正会員で組織し、本会運営の最高議決機関であり、正会員の10分の1の参加で成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。
- 3 定例総会は本会の学会期間中に開催する。

第21条 理事会は、理事で構成し、本会に関する重要事項を協議し決定し、運営にあたる。

- 2 理事会は、理事の2/3の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。
- 3 理事会は、毎年2回以上開催し、その議長は会長が務める。
- 4 監事は、理事会に出席し監査にあたる。

第22条 委員会としては、総務委員会、編集委員会、企画委員会を置く。各委員会の委員は、委員長が正会員から指名する。

- 2 各委員会は、正副委員長と5名以内の委員で構成する。
- 3 総務委員会は、経理、会計管理、理事会運営、総会開催、その他本会運営に必要な業務を司る。
- 4 編集委員会は、会誌の発行、その他印刷物の発刊等、本会事業達成に必要な業務を司る。
- 5 企画委員会は、事業の計画と遂行(学会の開催、講演会・講習会・セミナー等の開催)、国内外の学協会との連携と協力、その他本会の事業達成に必要な業務を司る。

6 会長は必要に応じて理事会の議決を経て臨時委員会を設置できる。

第23条 監事は、本会の運営および会計管理について年1回以上監査を行い、結果を理事会および総会において報告する。

第5章 学 会

第24条 学会は毎年1回以上開催する。

2 学会実行委員長は、学会実行委員会を組織し、学会を主催する。

3 学会実行委員長は、理事会で決定し会長が委嘱する。

4 学会実行委員長の任期は、委嘱から1年とする。

5 会長は学会実行委員長を理事会に出席させることができる。

第6章 会 計

第25条 本会の経費は会費、事業収入、その他の収入をもってあてる。

第26条 会費は細則で定め、総会において承認を得る。

第27条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日をもって終わる。

第7章 附 則

第28条 前各条に定めるほか、本会の役員を選任、本会の運営、会誌の編集など、この規約を実施するに必要な事項については、理事会の定める細則による。

第29条 本規約改正に伴う最初の役員は、第12条にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成17年度の総会において選任された者が就任するまでとする。

第30条 本規約の変更は、総会の議決による。

第31条 平成26年度の総会の議決により、会計年度の開始及び終了日が変更された移行措置として平成26会計年度に限り18ヶ月とし、平成26年4月1日に始まり平成27年9月30日に終了するものとする。ただし、平成26年度の会費は12ヶ月分の金額より変更しないものとする。

第32条 本規約は、平成30年11月16日より適用する。